

平成19年第2回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成19年6月14日（木曜日） 午前10時開議
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（16名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
8番	金 子 正 一 議員	9番	小 島 幸 典 議員
10番	立 沢 稔 夫 議員	11番	小 倉 修 議員
12番	横 山 英 雄 議員	13番	本 間 恵 治 議員
14番	細 谷 博 之 議員	15番	相 場 一 夫 議員
16番	石 井 悦 雄 議員	17番	大 野 栄 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	副 町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
金 子 重 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
宮 沢 孝 男	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
飯	塚	勝	一	書			記

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時02分 開議]

◎一般質問

○横山英雄議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 大 野 栄 議 員

○横山英雄議長 17番、大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 おはようございます。ただいまより発言通告に従いまして、順次一般質問をしていきます。よろしくお願ひします。

まず最初に、第1点目は、「税源移譲と住民税とのかかわりは」というタイトルでございますが、その前に今テレビ等で大変話題になっております年金の5,000万件の行方不明の件、また新たに1,430万件ですか、合計しますと約6,500万件の年金者の存在が宙に浮いてしまっていると。けさのニュースを見てみますと、5年の間で時効されたものがあると、それが時効消滅で1,155億円がそういう状況になっているという報道もされています。

当初市町村でこの国民年金の管理をしていたわけですが、そういうときにはこういうことが生じなかったと思いますけれども、今までの仕組みを全国共通の基礎年金番号に統合するときに生年月日あるいは氏名の誤用の不一致から、基礎年金番号が統合できないものをそのままずっと今日まで放置していた、そこに原因があるというふうに報道されているようです。こんないいかげんな国は恐らく日本だけで、ヨーロッパだと即もう総辞職というふうに持ち上がるような課題ではなかろうかと思ひます。町も、今後市町村の中で基礎年金の番号等々控えがあると想定できますけれども、そういう問い合わせ等も多くなると思ひますので、電話等の対応なんかも答えていかなくてはならないと考へております。

今安倍内閣が国民のためではなく、暴走国会というふうに言われても過言ではない、もう悪政マシンをどんどん、どんどん可決してしまっているというふうに私自身思ひます。今月の初めに、隣の埼玉県で共産党の市長が蕨市で誕生しました。このようにだんだん、だんだんそういう無党派層が自民党離れをして、こういういいかげんな国に対して、今度の参議院選できっぱりと態度を示さなくてはならないと私は思ひます。

近所の人に、栄さん、自民党の政治は、私はちっともよくないと思うと、だけれども、選挙となると自民党を一生懸命応援してしまうのだ、どうしてだろうというふうに聞かれたことが以前あり

ます。やっぱりそういうのが本音だと思うのです。議員でも、私そうだと思う。現職の議員だと、自民党からお誘いが来て、ひな壇に上がってあいさつしたりなんかします。自民党がいいからひな壇に上がっているわけではなくて、そういう惰性の流れの中でやって応援してしまう。では、自民党政権は本当にいいのかと、そうではないのですよね。だから、そういう惰性ではなくて、本当に孫、子の代に自信を持って誇れるような国づくりも、我々もこれから参議院選に向けてやっていかなくてはならないと、私はそのように思います。

さて、税源移譲の本題に入ります。住民税とのかかわりも非常に大きく左右されてくると思いますが、まだ切符が届いていないようです。当初の一般会計の中で住民税の増額が可決されておりますが、実際に当初と住民税とのかかわり税はどうなのか。全国の各市町村では、かなり住民税が上がってきているということの問い合わせが、電話回線が不能になるほどあるというふうに報道等では聞いております。邑楽町においては、この三位一体の税源移譲と住民税とのかかわりで、実際にお年寄りだとかそういう方が大增税になっていくと想定されているわけですが、邑楽町におかれてはどうなのか、その辺の実態をお尋ねしたいと思います。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 お答え申し上げます。

今年度、平成19年度の課税分から国から地方へということで、全国規模で約3兆円と言われておりますが、税源が移譲、移し替えをされるということで、私どもはことしを税源移譲元年というような呼び方をしているところでもございます。

まず、お尋ねの町県民税の納税通知書の関係ですけれども、特別徴収と申しまして、会社の方から、給与から天引きをして納付していただくものにつきましては、もう先月中に既に発送をしまして、いわゆる普通徴収と申しまして、直接納付書で役場の窓口ですとか最寄りの金融機関に納めていただく納付書につきましては、今月の12日に既に町の方からは発送をいたしました。きょうは14日ですから、間もなく各納税者のお手元に届くのではないかなというふうに思っています。税源移譲ということですので、いわゆる国の所得税、これらが4段階あった税率が6段階に細分化をされ、町の町県民税の税率が3段階に分かれていた部分が10%のいわゆるフラット化、統一される税率に変わるということになります。

したがって、この納税通知書が送られていきますと、納税者の方がその金額を見たときに、定率減税の縮減と相まって地方税がかなりふえているというような負担感、負担増を感じるというのは正直なところ、そうになってしまうのではないかなというのは十分想定している範囲でもございます。課内でも、今までそういった税源移譲に向けた方法と申しますか、町の広報紙に掲載をしたり、町のホームページの方に税源移譲の仕組みを載せたり、それから各納税者にその納税通知書を送付するに当たりまして個々にパンフレット等を入れながら、今回のその税源移譲に対してご理解を賜るような、そんなような形での取り組みもしてきたところでもございます。

それから、当初予算のお話ありがとうございました。普通徴収分をまだ出したばかりなので、はっきりはしていないのですけれども、議員ご指摘のとおり今年度当初予算におきまして、前年に比較しますと約2億4,000万、住民税の個人の部分のところが増収ということで計上はさせて、予算編成をさせていただいているところですが、もう少しこの時間をいただかないと、これらの確定はもう少し時間がかかるということでご理解を賜ればというふうに思っています。

以上でございます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 もとの原因は、国が定率減税の廃止を決定し、税源移譲をやっていたということだと思いますが、国の法律でこれが定められた以上、各自治体ではそれに従わなくてはならない、そういう仕組みがあると思います。

ただ、定率減税を廃止したことによって、かなりその辺の仕組みが変わって、住民税も上がってくると、住民税が上がると国民年金も上がってくるし、年寄りの介護保険料も上がってくる、すべてにおいて値上がりに通ずるものが出てくるから、高齢者だけの暮らしになるとかなりの増税が想定できるし、考えられると。

さて、ではこういう方たちの税の保険料の軽減制度はどうかということだと思いますが、高齢者の暮らしをきちんと守るためには、こういう大変な世帯においては、いろいろな税金、保険料の減免申請、軽減減免の申請をご案内し、それが認められる方向で検討していかなくてはならないと私は思うのです。これは、やっぱり本人の減免申請によるわけですが、滞納整理をするときにそれが発覚できると思うのですが、こういう制度がありますよと、こういう中では減免申請をすれば、これだけ減免できますというような内容の案内も重ねてやらなくてはならないと思うのですが、その辺はやっぱり市町村のきめ細かい町政のあり方だと思うのですね。その辺をぜひ今後やっていただきたいし、もう間もなく、きょう、あしたの家に住民税のそれが届くということですが、これだけではなく、これに関連されて今度国民年金だとか、あるいは介護保険料もすべて上がってくるという、そういう仕組みになっておりますので、電話等々で、かなりパンフレット等で所管の課長は説明はされているということでありましたけれども、それでもやっぱり電話があると思います。

ですから、そういう対応ができるように電話の回線を多くするだとか、特設の電話を入れるとかいつも、現在でも私なんか役場に電話しても話し中だとかなかなか出なかったりということが何回もあるのです。こういう時期には、余計に町民がいろんなことを尋ねる電話も数多くなるとは思います。それが年じゅう話し中だとかつながらないと町民はますますいらいらしてくるわけですので、そのことのないような電話の相談増設もこの時期に合わせてやる必要もあると私は思います。そういうのは、やっぱりきめ細かな町政の目配りではないかと私は思うのですが、今後そういう形の減免申請だとか、電話の回線をふやすだとか細かい指導が必要だと思いますが、ぜひそれをお願いしたいと思いますが、最後のこの件についての答弁を求めます。

○横山英雄議長 小島税務課長。

○小島哲幸税務課長 私の方からお答えを申し上げます。

税務課の方なのですが、今回の税源移譲で住民の負担がかなりふえるというような形の中で、しっかり課内でも一つの係の問題ということではなくて、具体的にはその電話の対応のマニュアル、それから窓口での対応のマニュアル、そういうものも決めながら、今後議員ご指摘のとおり大分その負担が重くのしかかってくるだろうというようなつもりがありますので、納付書が出たばかりなので、今の段階ではまだそんなに多くの問い合わせはないようではありますが、きちっと電話、それから窓口に来ていただく納税者の方にきちっとした説明責任を果たしていけるような体制を、狭い事務室ではございますが、考えながら一生懸命説明責任を果たしていきたいというふうに考えております。

それから、住民税が先ほど来申し上げておりますとおり、いわゆる税源移譲という形になりますので、国の所得税が減って、町県民税の負担がふえるという形になります。しかし、国保、介護に関しましては、これは税率が上がるわけですし、いわゆる今回の税源移譲に伴いまして、国民健康保険税、それから介護保険料の増につながるということはないというふうに思っております。

以上でございます。

○横山英雄議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

今回の税源移譲に伴いまして、確かに町民も戸惑うという部分もあると思ひまして、先日も課の方に出向いていき、職員の方にもしっかりと丁寧に対応するようにということで話もしたところでもあります。

また、電話等も、ふだん役所の方にかけた場合に、なかなかかかりづらいという部分が確かにあります。こういった部分も、新庁舎建設に合わせて変えていこうということでやってきたわけであり、この税源移譲に伴って緊急的なものと考えたらどうだというようなご提案かとも思いますが、できるだけ職員の体制の中で町民に理解いただけるように、また丁寧に対応するようにということで職員の方にも話をしたところでもあります。

また、今後もいろいろなご指摘等を受けながら、またいろいろな部分で工夫をした中でやっていければというふうにも思っておりますけれども、ご理解をいただけるようお願いしたいと思います。

○横山英雄議長 大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 ただいま答弁いただきましたが、そういう方向で電話の回線、町民に理解されるような対応の仕方、あるいは減免申請のこういうものがありますよということもあわせて町民にお話をしていただければと思います。

次の問題に移ります。次は、大規模指定既存集落についてですが、この件については、調整区域

内の中でも大規模指定集落に指定されたところの農地については住宅開発ができるという、簡単に言ってしまうえばそういうことですが、それらの地区についての農地の取り扱い、現在どのようになっているのかお尋ねします。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えいたします。

大規模指定既存集落の指定地域は、現在町内に5カ所が指定をされております。今回5年に一度の農業振興地域の見直しにおいて、3カ所の指定区域内に青地が存在をしております。今回の見直しにより除外をすべく、その事務を現在進めているところでございます。指定地域内の土地所有者の方々に除外同意書の書類を郵送し、6月15日、明日までに提出されるようお願いをしているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、関係する団体に計画変更案の意見聴取、その後県へ農業振興地域整備計画の変更について事前協議を行いまして、変更案の公告と縦覧を行う手順になっております。なお、縦覧期間は30日でございます。

それから、縦覧期間終了後に15日間の異議申し立て期間を置きまして、群馬県知事へ計画変更の本協議を行います。協議の結果、公告、縦覧を行うとともに、除外の該当者の方に通知するというスケジュールになっております。今後関係機関と協議を図りながら事務処理を行い、計画変更の手続がスムーズに終了するよう努力してまいり所存でございます。

以上です。

○横山英雄議長 大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 今回見直し事務をして、計画変更手続をしているところだという、簡単に言ってしまうえばそういう答弁ですが、大体どのくらいあったのか、郵送ですから、往復のお金、料金がかかると思いますが、世帯数にして何件ぐらいなのか。

どうのことですかという問い合わせがかなり役場に来ているでしょう。その通知をいただいている、変更の手続をしてくださいと通知をいただいている世帯からの問い合わせの電話があると思うのです。私のところでも二、三件あるわけですから、町全体とすればもう相当な数があるというふうに想定できると思うのです。やっぱりあの通知を見てみると、一般の家庭はわかりませんよ、何が何だか。この手続をすることによって税金が上がってしまうのか上がらないのかとか、初歩的なことからほとんどわかりません。何世帯に配ったのかわかりませんが、そういうのも各公民館に通知をして、お話をし、判こを持ってきていただいて、そのときにやってもらうということになれば、一石二鳥にも三鳥にもなるというふうに私は考えるのです。

ということは、事務のあれ切手幾らですか、80円ですか、役場で大量にやれば安くなるのだからかわかりませんが、それを往復して何百世帯、100世帯というのを計算しても、事務経費の節減ということも頭に入れた場合には、話がよく見えて、すぐその場で判こももらえて、こんな

いいことはないのではないのですか、経費も節減できて。どうしてそういう方向を選ばないのか、時間も早くできるしと、私は常にそう思うのですけれども、役場の事務改革というのは、そういうところからまず始まるのではないのですか。事務改革というのは、お金もそうですし、仕事が早くて、お金がかからなくて、しかも住民に説得ができて、その日にできるということは、こんないいことはないわけでしょう。ただ、職員が夕方にそっちへ行って話をすることが大変なのかもわからないけれども、そんなこと言う職員がいたら、やめてもらった方がいいですよ。やっぱり私が今言ったように事務の見直しというのは、すべてにおいて一事が万事、そういうことが含まれるということだと思ふのです。

それにこの大規模指定既存集落というのは、もう数十年前から地区指定されていると思ふのです。数十年前から地区指定されていて、青地がそのままずっと放置されていたということと言われても過言ではないわけでしょう。白にしていかななくてはならないのです、もう。県と町が地区指定をして、その指定された農地については、住宅開発ができますよということを指定しているわけですから、にもかかわらず青地でしょう。そうすると、今までは1年に1回だったのです、2月に。調整区域内の青地を白にするのは1年に1回、去年からは2月と8月の2回になったのです。指定地区でありながら、青地があるということ自体、数十年間ほうっておいたと、この責任だって問題なのです。今ごろになってから変更の手續というのは遅過ぎるし、これも私がかんが言ったから腰を上げたのではないのですか。

選挙前にたまたまうちの隣の家が新宅で家を建てたいと、調べたら青地ですぐできないと。それでどんどん、どんどん事が大きくなって、すぐにやれということになったわけです。それがなかったら、いまだにこんな状態ですよ。それでは、一般的な調整区域と同じでしょう、2月と9月に青だったら白にするというのは。指定の既存集落の役目を果たしていないのですよ。

それで、これが今課長が言ったように、縦覧期間だとか、事前協議だとかやれ何だかんだと、ぐずぐずして9月になってしまえば何の意味もないわけです。9月になれば一般的に青から白になるのです、期限、2月と9月、年2回ですから。もう少し早く事務手續をして、9月以前にこれが認められるような方向で、逆算してやらなくては意味がないでしょうと私は思ふのです。だから、そういう努力をしていただきたいと、私はこの選挙前からこのことを言っているのです。

やっぱり中堅の幹部職員がもうそういう気力がありませんよということを議員に、古参議員に平気でそういう口をたたくということは、町長、中堅職員もやる気がないのですよ。そういうやっぱり指導はだめ、やる気のない職員は退職してくれと、私は役場に、庁舎に2回街頭演説に来ました。その街頭演説の内容は、職員に聞けるように私はラッパを向けてやりましたよ。課長も聞いているだろうし、職員も聞いている。これからは、庁舎ができるのだ、事務の改革を役場の職員がみずからやるのだと、それで節減しながら福祉・教育にその金を使っていくのだと、それをやる気のない職員はどうぞおやめくださいと、私街頭演説しました、やめろと。

そのぐらいの気力がなくては、生ぬるい今のままの中で新しい庁舎に行ったら、なお生ぬるくなります。器ばかりよくなっても中身がきちんと変わらない限りだめです。それにやる気のない職員はどんどんやめて、やる気のある人を補充していく、当然のことでしょう。私は、そうはつきりと街頭演説でそれを言って当選してきましたから。そういう議員がいるということで、自信を持ってどんどん言っていただきたいと思います。やる気のある職員で十分ですから。やる気のない職員が10人いても、やる気のある職員二、三人いれば同じです。私はそういう持論を持っていますから。

やっぱりしっかりと住民のために自分が力になれるような、貢献できるような、そういう職員になっていただきたい。今のはぬるいです。そのためには、ここにいる課長の幹部がやっぱりそういうやる気にさせない職員を育てているということだから、みんなに責任があるのです。町長だけではなしに課長に責任があるのです。自分たちの部下がやる気にならないのは、自分が悪いのか、仕事の内容なのかということよく考えて分析して、職員がやる気を起こすためにはどうしたらいいのかと、まず自分自身が変わることです、だと私は思うのです。

また、もとに戻ります。いろいろ縦覧期限なんかあるようですけども、そういうのをやっぱりもう少し9月以前にこれが実現できるような方向でぜひ努力をしてほしいと思いますが、最後に課長の答弁を求めます。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 今回の農用地の除外につきましては、高島地区で19筆の17名でございます。面積にして1万23平方メートルございました。それから、中野地区の蛭沼谷中ということでございますが、蛭沼地区に52筆の32名、面積にして3万4,924.05平方メートル、長柄地区の水立大黒、13軒ということで3筆の1名、2,061平方メートル、合計で74筆の50名、面積にして4万7,008.05平方メートルがありました。それ以外の高島地区の石打、それから長柄地区の本郷江原については農用地はなかったということでございます。今ご指摘のとおりこの見直しについては、大変おくれておるのが現状でございます。先ほど申し上げましたが、早急に関係機関と調整をしながら、できるだけ早く対応していきたいというふうに思っています。

また、定例的でございます、ことしの2月に締め切りました除外の関係につきましても、昨日、見直しの変更を同時に出すことはできないのですが、とりあえず計画変更の見直し、これを優先にしまして、2月の定例除外の関係につきましても、並行した協議というようなことで昨日県の方に提出をしてきたところでございます。議員ご指摘のとおり早急に変更手続を終了したいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○横山英雄議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 除外の件につきましては、大変おくれているということで申しわけないと思っております。

また、以前から議員からご指摘のとおり庁舎の建物が新しくなっても、職員が変わらなければ何

の意味もないのだというようなご指摘も受けておりましたわけでありまして、そういった中で課長会等でも、課長みずから今までと同じような概念では困ると、今までと違う気持ちを持った中で行政改革プランでも少しずつ職員の数も減らしていかなければならない、そういった中で職員が協力して体制を整え、そして乗り越えていかなければならないという時期でもあります。また、再度職員にも気を引き締め、しっかりと仕事をするようにということで話していきたいと思っております。新しい庁舎ができて中身が変わっていないということでは困りますので、さらに町民サービスの向上に努めていけるように努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○横山英雄議長 大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 次の質問に移ります。次は、まちおこし事業についてです。

この事業については、まちおこしをどのように町自身が思っているかということですが、まず私の考えを先に述べさせていただきます。いろんなイベントもあります。お祭りだとかそういうイベント、イベントとまたこのまちおこし事業とは質が違うと思えます。まちおこし事業というのは、町も潤って、そこで働く人も潤って、生産者も潤う、こういう三者一体がまちおこしになってくると思うのです。町が銭を出しっ放しで、そこで働く人だけが潤うというのは、これはまちおこしではないです。ですから、まちおこしというのは、一つのそのまちおこしの事業を町が主体で進めて、町も潤って、みんなも潤う事業のことをまちおこし事業だと思うのです。そういうことをぜひやっていただきたいということは、以前の一般質問の中でも私は述べております。

5号道路からの北の空き地に、今邑楽町は児童公園がありませんから、児童老人公園を併設させて、そこに今路地、地べたの商業はだめなので、そこに商店街を店舗をつくって、希望者はそこにに入れて、事業や物産ができるようにしなさいと、そのためには利用者についての設定は町がするけれども、使用料をきちんと取っていくと。それで、電気のメーターもそれぞれ各個人につけて、自己管理、使用料を払っていただく。それで、そこで働いて、事業を興す人も潤って、町もそれで潤って、その集落に集まってくる買い物客もそこで潤ってと、そういうのが私はまちおこし事業ではないかと。

それはやっぱり想定される、これから5号道路の北側についての公園、商店街の建設等々の計画をぜひやっていただきたいと同時に、今ある、何というのですか、あそこあいあいセンターですか、あいあいセンターの場所等について、この間障害者があそこでいろいろな利用ができればいいなということで一応申込用紙をいただいてきました。そうすると、いろいろ調べてみますと、管理者は町になっているのです。運営は、今利用組合という形の組合がやっているというのが実態です。使用料は無料、電気料は納めている。18年度からは、電気料がばーんと上がって76万ですか、その前までは三十何万ということで上がっていますけれども、その辺の見直しも必要ではないかと。紙を見てみますと、要するに調理室、販売、それからいろいろな部門と、三つの部門に分かれて、それぞれ申込用紙があるのです。そういうのを、町が管理者ですから町に申し込めば、きちんとそれが

受理されて執行できるシステムには今なっていない。やっぱり土日だけの販売で、かなり相当な利益が上がって町民も喜んでいて、働いている人も喜んで、そこに出荷する人も喜んでいて。

今度庁舎が来るわけですね。土日だけはやって、今度平日はやらないと、その辺の販売のシステムの見直し等々もしていかななくてはならないと思いますけれども、その辺の内容等もきちんと利用料を取ってやっていくのがいいのか、あるいは電気料だとかそういうのをメーターをきちんとつけてやっていくのがいいのか。私が個人的に思うには、今現在直営ですから、町が観光課みたいなのをこれからつくって、今農政と商工課が一緒になっているわけですから、観光も商工がやっているような機構になっています。農政は、もう農政だけで農業振興だけにして、商業だとか観光の方は、やっぱりどちらと合併させる機構にしていくかということ、都市計がいいのではないかなと思うのです。

要するに観光、それからあとそういうような開発等も絡め合って、いろいろこれから観光課をつくって、係をつくって、町がパートを雇って、それでパートさんで事業を回転していく、その利益はみんな町の財政に入るわけです。そうすると、平日もできるし、ローテーションで幾らでもできる、町が直営ですから。だから、それらも含めて、運営の内容についても見直していく時期に来ていると思うのです。庁舎が移転すると同時に、地場産の加工ということで補助金をもらっていますから、もちろん町のそういう物を使った加工をしつつ、それが販売できるような形、それでまたそこで生産もできるような形が一番望ましいのではないかと思うのですけれども、町が臨時職員を雇って、そういう販売をしたり、またそばだとかそういうのを加工したりということは、やろうと思えばできるのですよね。それで、では純利益はどうするのかと、町の一般財源の観光課のみんながその中へ入って町の財源になると、そういうのがまちおこしだと私は思うのです。町が出しっ放しというのは、全然まちおこしではない。

これからは、やっぱりまちおこしにしても町のいろんな事業にしてもそうですけれども、町も潤うような形の事業というのは大変必要になってくるのではないかと。広告料を邑楽広報で取るだとか、やれどうだとかこの間いろいろ話があって、補正の中で通りましたけれども、だんだんそういうニーズになってくるのではないかと。サービスも0から所得に応じてありますよというのが今の時代の流れだと思うのです。ですから、何でも無料というのではなくて、やっぱり応分の負担をしていただきますと、所得のない人については0です、無料ですと、こういうのがこれからの正しい公民館にしてもそうですし、住民生活のやっぱり公平なあり方ではないかと思うのです。

一つ例をとってみてもそうだ。例えば公民館の講師を自分たちが雇ってお礼をやって、公民館は無料でお借りする、こういうへんてこな現象も今現在起きている部分もある。これらも含めて、これからの公民館のあり方だとか、それでまちおこしのあり方だとかということのを洗いざらい見ながら、所得のない人にはそれなりに、所得のある人にはそれなりにというのが、これからの共存共栄の生き方ではないかなと私は思うのです。

だから、まちおこしというのは、町も潤わなくてはまちおこしではないのだというのが私の基本的な考えなのですけれども、そういった意味でまちおこし事業も進めていかななくてはならないし、今のそういう授産施設の見直しも私必要だと思うのですけれども、一言答弁いただいて終わりにしたいと思います。

○横山英雄議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

まちおこし事業ということでありますけれども、今まで工業団地の誘致も一つのまちおこしにつながっているのかなとは思っておりますけれども、企業を誘致して、その企業に優遇措置をしたということによって企業が来、そしてそこで雇用が生まれ、また税金につながるということもあるかなというふうにも思っております。

また、商工会の方でありますけれども、支援をしてきたプレミアム商品券の件についても、多くの商店の人たちが、この消費者の人たちが商店を利用してくれたというようなこと、またネクタイ、これ等も町といろいろ連携をとった中で、新しい邑楽町のネクタイということで中野がすりを裏につけた中でのPRということ、これも一つのまちおこしかなというふうにも思っております。

またさらに、これからもそういったまちおこしの事業については、いろいろな角度から考えていきたいとは思っております。まだ具体的なお話はなかなかできませんけれども、今酪農家の人たちは大変苦しんでといますか、大変な時期にもあるようでもあります。子牛が大変高くなってきたり、あとえさですね、飼料が大変高くなってきているということ、外国から来た飼料等も大変利用されている部分もあるようではありますが、邑楽町の人においては、自分たちでその牛にくれるえさをまいて、それをできるだけくれるようにしていると。そして、安心して安全なミルクを提供したいのだというようなお話も聞き、大変うれしく、また感動したわけでありまして、そういった人たちのその努力も考えた中で、安心して安全なものを邑楽町民には提供していきたいというふうにも思っていますし、そういった人たちと連携をとって、何かまちおこしにつながらないかと、またその邑楽町の子供たちにも安全な牛乳もくれないというような気持ちも今持っておりますが、まだ具体的な話ではありませんので、ここで話していいかどうかちょっとあれですけれども、いろいろな今角度から地元の方と連携をとった中で、安心して安全な物を子供たちには提供してやりたい、また町民にも提供できればというふうな一つの考えでありますけれども、そういったものも取り入れた中でのまちおこしも考えられればというふうに、今いろいろな角度から研究もしているところでもあります。

また、今後も議員の方からご提案等があれば、それも取り入れた中で再度研究をしてみたいというふうに思います。今元気な町、町が頑張っているところには、国の方もいろいろな応援をしてもらえるような制度もあるようであります。町もいろいろなアイデアを出し、今後も元気な町づくりになるように努めていきたいと思っておりますので、答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしく

お願いいたします。

○横山英雄議長 大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 以上をもって私の一般質問を終わりますが、職員に1年1提案ということで、何のアイデアでも結構ですから、そういう町づくり、またいろんな事業についても1職員1提案、1年間に1提案ぐらいのノルマを与えて、職員が一番いろんなことを知っているわけですから、そういう形の提案をしていただくと、そうしていただいて、いいものについてはきちんと報奨をボーナスのときにやるとかいろんな形の方法というのはあると思うのです。だから、職員みずからどんどんやる気を起こさせるためには、そういう1人1アイデアみたいな、そういう事業なんかも私は必要ではないかなと思うのですけれども、私の考えの一端を述べさせていただきまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前10時49分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時05分 再開〕

◇ 石 井 悦 雄 議 員

○横山英雄議長 16番、石井悦雄議員。

○16番 石井悦雄議員 大変お世話になります。先ほど大野議員の方から年金のお話がありましたけれども、けさ上毛新聞に「6市町台帳なし」なんて、こんな文字がありましたけれども、邑楽町にはそういった心配は全くないと信じております。

通告に従いまして議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。なお、わかりやすく、簡潔に答弁をしていただければありがたいな、そんなふうに思っております。

お手元の資料にあるように、私の質問は、投票所の開閉時間と選挙結果のお知らせ等について、方法等についてということでございます。もっとわかりやすく申し上げるならば、公職選挙法は一つの法律に基づいて行われている、そういった投票等について愚痴を申し上げる必要性は毛頭ないかもしれません。もちろんこれは国のことですから、ないかもしれませんが、先般行われました4月22日の町議選ですね、あの当時を振り返ってみますと、19の方が立候補されたはずでございます。当然その19の事務所等におかれましては、いろんな選挙人からの話も出たかと思えます。

まず、そこで私が申し上げたいのは、身近な選挙、国政ではございませんよ、身近な選挙について何とか邑楽町に似合ったことができる部分があるのではないかな、そんなふう考えたわけでございます。もちろんこれは、住民の声として聞いていただければありがたいのですが、地域によっては、時間の調整等もされているように伺っております。もう8年ほど前になりますか、その以前

は投票時間が7時から6時までであったのですが、ここ2回、3回ですか、8時まで延長されたわけでございます。自分がこれから申し上げることについては、以前某議員が質問をしております。その後、何の町側の返答もございません。従来どおり今回も行われたわけでございます。

そこで、6時が8時までになった、要するに2時間延長されたわけです。その2時間の中で、特に投票率がよくなったのかどうか、ましてや期日前の投票というものも設けられております。私が申し上げたいのは、6時までだっていいのではないかな、本当に投票する考えのある人は、投票日が都合が悪ければ期日前を利用して投票することもできるはずで、そういうことを考えますと、期日前の投票があるはずなので、投票日については以前どおり、従来と申しましょうか、7時から6時、そういう方法をとっていただければいいな、そんな考えも持っております。

さらに、申し上げたいのは、その投票のときにせめて身近な選挙ぐらいは、選挙ぐらいはという言葉はないですか、選挙投票ぐらいはその結果を屋外広報をもって知らせていただければ、なお住民に対して親切ではないのかな。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

○16番 石井悦雄議員 さらに、放送できない理由というものがあるからこそ、前回は今回も開票の流れについてお知らせすることができなかったのだと思います。それなりの理由があるから、そうした行為がとれなかったと、それはわかりますけれども、4年に1回です。せめて、どんな事情があるかわかりませんが、その辺の理由を説明申し上げ、理解してもらって、屋外放送と申しましょうか、広報を利用して、町民に知らせていただければ本当にありがたい、そんなふうに思っております。

ことは、選挙の当たり年と申しましょうか、これから知事選、参議院選、そして町長選もある予定です。そういったことを踏まえて、屋外放送を利用していただけることが住民の一人として期待もしておりますので、また4月22日の夜の方々の声の中でも、そういった声を非常に多く耳にいたしました。その辺も踏まえて町側の考え方をお尋ねいたします。

○横山英雄議長 小林選管書記長。

○小林徳義選挙管理委員会書記長 ただいま石井議員からのご質問でございますが、公職選挙法に基づいての投票ということにつきましては、あくまで選挙管理委員会ということでの考え方ということで、まずお話をさせていただきます。

公職選挙法における時間の延長等は、先ほど議員のおっしゃったとおり40条により午前7時から8時を原則として行われているものであります。時間の繰り上げにつきましては、端的に申しますと、閉鎖時刻を4時間以内の範囲で繰り上げることができるとされてはおります。ただ、その繰り上げる場合の条件と申しますと、選挙人の投票権の行使の制約につながるという点が、時間を繰り上げるということにおいては発生してきますので、そういったことを考え合わせますと、極めて慎重に対応せざるを得ないというのが現時点での結論と申しますか、結果でございます。

議員がおっしゃいますように期日前投票も定着し、投票当日の時間を短くしてもいいのではないかとこの声も私どもの耳にも入ってきてはおりますけれども、現況でいきますと東毛地域、伊勢崎あるいは太田市、館林、そして邑楽郡内の各町における現状ということでございますけれども、現在においては、繰り上げを実施していないというのが現況でございます。

今後、声としては選挙管理委員会の中における検討、議論というものが必要になるうとは思っておりますが、選挙人の投票権行使を制約するといった問題等も視野に入れ、また新たな投票時刻等の制約を実施する場合における住民への周知方というの、これまた大変重要な課題ではないかなということで受けとめております。現況としますと、そういった選挙管理委員会内における検討状況でございます。

屋外放送につきましては、企画の方の課長からお答えをお願いいたします。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 ただいまの石井議員の質問に対しましてお答えを申し上げます。

屋外有線放送の経緯と現状を踏まえた中でご説明を申し上げたいというふうに思います。屋外有線放送の利用についてでございますけれども、定時の放送といたしまして、朝、午前7時の時報、お昼のチャイム、夕方は夏時間が午後7時、冬時間が午後6時の時報を行っております。また、臨時放送につきましては、火災、防災、そして人命に関するものを基本に放送を行っているところでございます。

この屋外有線放送は、昭和47年ごろ有線放送から移行したもので、当時は住民の方への情報伝達手段としまして、この屋外有線放送が有効あるいは貴重なものであったと思われまいます。今では、スピーカーやアンプ、さらに線路等も施設の老朽化が激しく、施設の維持管理につきまして、職員大変苦慮しながら運用を行っているところでございます。その辺のところをご理解いただきたいというふうに思います。

当時は、屋外有線放送以外の情報提供といたしまして、広報紙「広報おうら」がありましたが、ページ数は6ページで、議会だよりも一緒に掲載されておりましたことから、情報量につきましては少ないものであったようでございます。現在は、28ページを基本としておりますので、また議会だよりも別に発行されておりますことから、情報量につきましては格段に増加していると思われまいます。さらに、くらしのカレンダーを各戸へ配布するなど、情報の提供に努めているところでございます。

当時に比べ社会環境も大きく変わってまいりました。生活サイクルもさまざまな方がおられます。そうした中で屋外有線放送、スピーカーを使って一斉放送しますので、聞きたい人も、あるいは聞きたくない人も一様に聞かされてしまうという問題がございます。スピーカーの近くではうるさい、または遠いところでは聞こえない、このように場所や天候によっては聞き取りにくい、音声がかき消えたりしないなどのさまざまな問題もございます。

一方、近年はIT化の進展から、情報提供の手段もインターネットなどによる情報提供が一般的になっていることから、邑楽町におきましても、ホームページの開設をいたしました。さらに、携帯電話のホームページの開設、携帯電話を使った配信サービスとして、邑楽お知らせメールの配信開始など情報の提供に努めているところでございます。

ご指摘の選挙結果の放送につきましては、平成10年から公職選挙法が改正されまして、投票時間が2時間延長となっております。開票時間も、物理的にその分遅くなり、放送時間が深夜になってしまうことから、開票結果の放送を差し控えさせていただいているのが実情でございます。現在選挙結果につきましては、開票会場におきまして印刷物によります情報提供のほかに町のホームページや携帯サイト、いわゆる携帯電話用のホームページなどから情報の提供を行っているところでございます。

今年度は、さらに携帯電話を使ったメール配信サービスの拡充を検討しているところでございます。一つ目としまして、防犯情報ですが、不審者情報や犯罪情報、二つ目といたしまして、防災情報といたしまして町災害対策本部からの地震や台風、水害などの情報、三つ目としまして、建物火災あるいは尋ね人、その他の緊急情報、四つ目といたしまして行政情報でございます。町内で行われる行事やイベントの情報などを考えております。さらに、この中に行政情報の中に選挙結果の配信が可能かどうかの検討をするものでございます。

選挙の結果につきまして、早く知りたい住民の方も多くいることと思います。しかし、携帯電話やパソコンがない場合はどうかということになるわけでございますが、固定電話の情報発信サービスに同時に多くの人に情報を提供できるテレホンサービスがございます。これは、1本の電話回線を用意するだけで、指定された電話番号に電話すると、同時に何人の人がかけても同じ情報が得られるというものでございます。

今後、選挙結果など迅速かつ正確に情報提供するためには、ほかにどのような方法があるのか、またどのような手段が有効なのかなどについて選挙管理委員会とも相談をしながら、研究、検討をしてみたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○横山英雄議長 石井悦雄議員。

○16番 石井悦雄議員 ただいま担当の方から説明を受けたわけでございますけれども、先ほど選挙法の第40条の中のお話もされました。この投票所を開く時刻等についても「2時間以内の範囲内において繰り上げもしくは繰り下げ」ということもうたわれております。

さらに、企画課長のお話ですと、何らかの方法でお知らせをしたいという気持ちは、町側としてあるのかもしれませんが、実際に、私が言いたいのは、今インターネットあるいは携帯等によって連絡網はできます。しかしながら、現実にはそうではないのですね。例えば19人の立候補者の事務所に行きたくても行けない方もおるわけでございます。もちろん今回の選挙も、それなりに

寒い日々がありました。せっかく投票してどんな結果になるのかな、そんな関心があるにもかかわらず、事情があって行けない、そういう方は何か今回群テレで放映されるのを待っておったらば2時ぐらいになってしまったとかという、そんな話も聞いております。2時ということは、もう何時間後には新聞に記載されて、各家庭に配布されるわけです。

ですから、私が申し上げるのは、何とか行ける方ならともかく、実際に耳にしたくても、聞きたくても、見たくても、したい方ができない、そういう人の立場をよく理解していただいて、せめて、繰り返しますけれども、4年に一度です。少なくとも町長選、町議選ぐらいは、住民にその辺の趣旨をよく理解していただいて放送をしてほしい、すべきだなという強いことは申し上げません。してほしい、それが住民の願いだと思います。放送する役割がどういうものであるか、先ほど課長の話を聞いていますと、住民により早く正しいものを知らせるかのような説明でございましたけれども、確かにそのとおりです。

それと第40条の公職選挙法の中で、時間の問題についてちょっと触れましたけれども、私が申し上げたいのは、山間地帯においては6時で閉めているようでございます。できないことはないと思います。それによって、細かいことは申し上げたくない、金銭的な部分についてもかなりの出費があると思います。いろんなことを勘案した中で、当然6時で十分だと思います。その6時を8時までやるから、今度放送する時間も11時ぐらいに結果が出るような状態になってしまうはずです。もしも6時で閉じることができれば、7時から開票に入って、8時、9時あるいは9時半ごろには結果が出るでしょう。少なくとも邑楽町の職員の開票結果というのは、県内でも有数なほど早いそうですから、もっと早くなるかもわかりません。

そういったことを考えれば、もし単なる2時間でなくして、その2時間が8時でなくして6時になれば、11時に放送しなくてもいいのです。9時か9時半に何とか判明すると思います。そういった住民の立場の気持ちになって、もう少し親切にその辺を考えていただければありがたいな、そんなふうに思っておりますので、再度考え方をお聞かせください。

○横山英雄議長 小林選管書記長。

○小林徳義選挙管理委員会書記長 公選法に基づく投開票時刻が基本的に示されておりますが、これを切り上げる、時間を短縮するという意味での切り上げるということについては、投票の権利行使を制約するという部分での問題もございますので、そう簡単に特別な理由が認められない場合は難しさがあるというふうに、現時点では理解をしております。

4月に行われた県議選において、県内においても投票所の投票終了時刻を繰り上げたというのは、山間部あるいは合併市町村において一部行われているのは事実でございますけれども、それにおける理由というのが選挙人数が少ない、あるいは選挙人の投票に支障を来さないということが前提となって時間の繰り上げをしているのが現実でございますので、邑楽町の場合に、そういった理由というのを見つけるのが難しいというのが現況でございますので、なかなか現時点では、声としては何

ってはおるのですが、やる場合の難しさがあろうかというふうに現時点ではとらえているところがございます。

○横山英雄議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 お答えいたします。

先ほど石井議員のご指摘のとおり事務所に行けない人、こういう方については、たくさんおられることと思います。そして、その結果について知りたいという方がおるといことも、たくさんいるというふうに思います。

そういった中で、先ほど少し触れたのですけれども、一般家庭の一般回線の電話で町の指定した電話回線に電話をかけると、仮に50人なり100人が同時にかけても、そういった形の中でテレホンサービスとして同じ情報が一緒に、同時に受けられるというシステムがございます。これらについて検討することによって、そういった部分においてのご理解をいただければというふうに思いますし、これまでですと確かにパソコンのホームページあるいは携帯サイトということ、そしてまた当日開票所において資料として結果を配付するという、この形でこれまで情報提供してきたわけですが、さらに先ほど申しましたとおり家にいる方が自分の家の電話を使った中でその情報が、やや屋外広報と同じような時間帯で恐らくお知らせできるかと、その点も含めた中で、今後選挙管理委員会と相談しながら検討していくというふうに考えておるところでございます。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○横山英雄議長 石井悦雄議員。

○16番 石井悦雄議員 選挙長のお話も、公職選挙法ですから、もちろん難しい、厳しい、大変だなというのはよくわかります。わかっていて私は申し上げたのですから、それは邑楽町の声として聞いてほしいと先ほど申しましたけれども、そういう気持ちで申し上げたつもりでもございます。

それとあわせて、時間については努めて短縮できる方向で進んでいってほしい。それが屋外放送をすることにもつながる可能性が多々あると思います。

なお、企画課長のお話を聞いておりますと、今インターネットあるいはパソコン等で、あるいは携帯等で連絡ができるはずのようなお話ですけれども、そういう機器が使える人ばかりでは、町民の中には使えない方もおるわけなのです。私が申し上げているのは、そういった機器が使えない不自由さを感じている声を今申し上げたつもりです。その辺も同じ町民ですから理解していただきたい、そんなふうに思っております。

最後になりますけれども、町長に一つ申し上げたいのですけれども、できることであればこれから、これは邑楽町ばかりではないと思います。県内の町村会等の会合等もあろうかと思えます。選管においても、もちろん選挙にかかわる会合等、事務的なレベル、そういったことごとがあるときに、邑楽町からこんな話が出ているのですよと、皆さんの町はどうですかと、そういう会話をなさ

れてもいいのではないのかな、そんなふうに思っております。その辺について、町長はこれからこの問題について、住民の中にいろんな声があると思っておりますけれども、できることであれば4年に一度の選挙、身近な選挙の内容について、経過等を踏まえて放送していただきたいということを強く町長に申し上げるのですけれども、その辺の考え方をお聞かせいただければありがたいと思っております。

○横山英雄議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

区長会等でも立会人のお願いをするときに、余り長時間で大変お願いしづらいというような声があったり、時間延長に伴った中でもいろいろ大変な部分もあるようでもあります。今度首長会等で、よその首長と会ったときには、そのお話も出していききたい、また県の方でも、そういった首長会がありますので、そういったときにもこの時間について考えられないかどうかというような話をしてみたいと思っております。

また、先ほどの放送についての件でありますけれども、課長と重複して大変申しわけないのですが、パソコンとかそういうものを使わずに一度に、電話番号を町民が家にいながら、普通の電話である番号を回すと、録音してあるその選挙結果が聞けるというようなシステムがあるらしいです。この利点は、屋外放送の場合は1回しか放送しませんので、聞き逃し等もあり、また私の家なんかもそうなのです。余り屋外放送が聞けない、放送しているのですけれども、聞けないというのがあります。

ただ、このシステムの場合は、一般の家庭からその電話機で町民がだれでも同じ情報を得られると、パソコンとかそういうのを使わずに家の電話である番号に、わかりやすく言うと時報みたいなのですか、電話、117でしたか、あれは177だったか、あれを回すと時間が聞けるのと同じように何度もその結果を、1回聞き逃してもまた同じものを聞けるというような利点もあるようであります。このシステムが割と今いいのかなというふうに私も思っておりますので、このシステムを導入できればなというふうにも思っております。割と予算の方も安く、そんなにかからないというようなことでもありますので、できればこの方法でお願いできればというふうにも考えております。同じ情報を聞き逃しても何度も聞けるというような利点と、家にいながら聞けるという利点があるようでありますので、こういったシステムを導入できたらというふうにも思っております。これからまた、この導入に当たって皆さんにお願いする場合もあると思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山英雄議長 石井悦雄議員。

○16番 石井悦雄議員 ちょっと時間が予定より5分ほどオーバーしてしまっていて申しわけなく思っております。

当初総務課長の方に6時から8時の間の2時間、この時間帯にどのくらいの方が投票されるのか、その辺の投票率が上がっているのかどうかということを開いたような気がいたしますけれども、そ

の答弁がございませんでしたけれども、後で結構ですから、教えていただければありがたいと思います。

いずれにいたしましても、大事な問題でもございますし、しかも夜遅くまでかかる難しい時間帯でもございますので、いろんな意味で町民の声に耳を傾ける方法で、今後の選挙関係について検討を前向きにお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 小 島 幸 典 議 員

○横山英雄議長 9番、小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 9番、小島幸典です。議員の責務により通告どおり一般質問いたします。

議員必携の議員の心構えの中に、「町村議会の議員は、町村政治における政治家である」と明記されており、また組織を持たない住民の小さな声の代弁者として、2期目の初の一般質問をしますので、執行部と答弁者は誠意を持って明快な答弁をお願いします。

きょう6月14日で久保田町政が誕生してから3年6カ月と13日目である。その間、合併問題を含め、数多くの荒波を多くの議員と副町長、教育長、また町職員と心を同じくした町民、町企業の人々に感謝申し上げます。就任以来、主な仕事を挙げますと、北部バス路線の開設、北児童館、南児童館建設事業、南保育園移転改築事業、風の子保育園建設事業、子供デイサービス建設事業、また小学校の扇風機の設置、寿荘土曜日開館、東武鉄道踏切の拡幅工事、保健センター移転改築事業や旧診療所跡地を最近整備し、ゲートボール及びグラウンドゴルフ場として町民に開放したことは、皆さんの知っての事実であります。そして、長柄小学校耐震補強工事、小学1年生までの医療費無料化等、本当によく次から次へと仕事をやってこられたことに敬意を表します。

また、継続事業では、鞍掛工業団地企業誘致、町道6号線、19号線など地方道路整備、邑中校庭整備、町道の改良整備、孫兵衛川河川改修工事や公園整備や生活環境整備を図り、また昨年11月7日には、町民の積年の夢であった庁舎建設の入札が行われて契約決定し、平成20年春には開所の予定であります。よくぞ次から次へと事業をこなしてきた町長に敬意と感謝をするとともに、邑楽町のカルロス・ゴーンさんになってもらいたいと思います。

さて、大事な質問に入りますが、幹線道路にあって、国道122号線向地交差点拡幅工事が現在行われています。学校道路ですけれども、20年3月には、堀田橋の橋のかけ替え予定とあり、町のインフラ整備は着実に進んでいますが、しかしまだ一般町民の生活の中では、どうしてだ、何で、どうなっているのだという数え切れない質問、または要望が私の方には聞こえてきます。行政の不満も聞こえます。

道路行政について質問します。町道3号線、上宿交差点では、これは群銀のところの交差点ですけれども、朝と夕方のラッシュどき、右折車がある場合、特に東西線、県道も足利・行田線もこれ渋滞するのですけれども、特に東西の約100メートルの停滞が毎日起こって、住民の生活環境に大

変不便を来しています。この場合、もし緊急自動車が運行することがあれば、大変な混乱または事故につながる危険性もはらんでいます。そういう心配もありますので、この交差点を早急に拡幅整備事業ができないか、その辺の行政の考えをお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ご質問の中野上宿交差点の位置につきましては、町の南北基幹道路であります主要地方道足利・邑楽・行田線と東西方向の道路が町道幹線3号線の交差点で、群馬銀行邑楽町支店が南西に接している箇所でございます。この交差点の交通状況につきましては、議員ご指摘のとおり特に朝夕のラッシュ時には右折車線がないため、4方向に車両渋滞が発生しております。さらに、自転車、歩行者道が設置されていないために、歩行者あるいは自転車の通行が大変危険な状況に置かれていると認識しているところでもございます。このような状況から、当交差点におきましては、通年的に交通安全指導等をいただき、関係者の皆様に感謝をしているところでもございます。

次に、整備計画の位置づけについて申し上げます。両路線とも都市計画道路の決定がされておりました、主要地方道足利・邑楽・行田線につきましては、番号3・4・32、路線名を邑楽中央線と呼び、平成元年2月3日に都市計画決定されており、延長4,900メートルで市街化区域内の幅員につきましては20メートルでございます。さらに、鉄道との交差につきましては、立体交差となっております。また、町道幹線3号線につきましては、番号3・4・35、路線名を中野中央線と呼び、延長1,200メートルで、特に交差点部の幅員につきましては17メートルとなっております。

次に、現在の整備推進状況でございますが、主要地方道足利・邑楽・行田線につきましては、栃木、群馬、埼玉の3県の関係9市町、足利市、館林市、行田市、鴻巣市、大泉町、板倉町、千代田町、明和町、そして本町によりまして足利・鴻巣線新設整備促進同盟会を組織をいたしまして、国、3県に対しまして毎年度整備促進に向けての要望活動を実施しているところでもございます。

また、本路線の邑楽町内の道路管理者、道路管理を担当しております館林土木事務所の具体的な取り組み状況ですが、先ほど議員からお話いただきましたが、現在国道122号から南へ多々良川にかかる堀田橋までの間の拡幅工事を実施中でございます。今年度末には、堀田橋のかけ替えもあわせて完了する予定と聞いております。

今後の整備計画でございますが、早急に整備推進を図るためには、まず現計画の実現性を重視した計画への見直しが必要だと考えています。具体的には、線形の変更、平面線形の変更、幅員を狭くする、減少する、それから鉄道との交差、現在は立体交差になっておりますが、これを平面交差にできないかなどが考慮されておりました、現在そのことについて検討中でございます。また、具体的な工事の計画でございますが、本中野駅西側の踏切でございますが、館林土木事務所に理解をいただきまして、現在計画がスタートをいたしております。

さらに、議員からご指摘をいただきました中野上宿交差点につきましても、最も有効な整備の手

法といたしましては、交差点改良事業に取り組むことが最も効果的と考えております。町も館林土木事務所と協調いたしまして、事業推進を今後図っていきたくております。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 課長よりかなり突っ込んだ説明をいただきまして、私も勉強不足で立体交差とまた東武鉄道の拡幅、踏切の拡幅等の考え方、非常に今の時点では改良する余地があると、そういうことを受けとめていますので、とにかく時代に合った、また経費、今までの補助金、交付金等のようなわけにもいかないと思うのです、事情がそういう経済事情でありますから。そういう中で、国道122号の右折のゾーンを見ますと、普通車が大体4台か5台中央に寄るだけで、かなりの交通が緩和されている、スムーズに走っている状況を見ています。そういうことを踏まえて、一歩先を考えた中で道路行政であれば、今の3号線の交差点を現時点で南北、東西20メートルぐらいの土地の提供をしてもらえれば、生活環境がかなりよくなるのではないかなと。

また、あそこの交差点の群銀のところへ皆さんが足を運ぶのに安全であるならと、私はそういう感じをするのでありまして、今土地の下落、または人間、必然的にとにかく皆お年寄りになって、それで歩道、車道、自転車の道をこれから整備していかななくてはならないと。とにかく家混みなので、その辺の土地の提供の協力をどう思っているか、ひとつ課長にその辺をお聞きしたいと思うのですけれども、ご答弁をお願いします。

○横山英雄議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ただいま議員の方から交差点の改良事業について具体的な提案もいただきましたが、所管の担当課長としての考え方を申し上げさせていただきたいと思っております。基本的に整備をするためには、かなりのお金がかかってまいります。したがって、国庫補助事業等により実施できる可能性の高い交差点改良の事業計画を今後立てていく必要を感じております。

その概要でございますが、先ほども申し上げましたが、いわゆる南北道路、邑楽中央線の平面線形の変更によりまして、具体的に申し上げますと、現在20メートルで計画されている一般部の幅員を4メートルほど縮小して16メートルにするような考え方、さらには先ほども申し上げましたが、鉄道との交差につきましては、立体交差が現在計画されておりまして、中野郵便局付近では新しい道路が、全く現道を残して西側につくられるような線形になってございます。現在現道には、既に下水道管等も布設をされておりますので、極力現道を有効に生かした形での平面線形の変更が重要なポイントになってくるかと思っております。

それから、交差点改良事業の具体的な工事の範囲を申し上げますと、交差点改良ですから、当然東西南北、4方向に整備する必要があると考えております。それで特に南北方向につきましては、先ほども右折をする車がとまっているところ、専門的には滞留長と呼んでいるのですが、停止線か

ら都市計画上の考え方は50メートルほどを計画ではされています。したがって、それから今度は、それにすりつけ区間が東西道路では60メートルほど計画されておりまして、具体的には、それで110メートル掛ける南北ですから、に足すことの交差点内の延長が30メートルぐらいになるかなと思います。合わせまして、南北方向で250メートル、逆に今度は東西方向でございますが、今申し上げました県道の幅員を除きまして、交差点部を除いて、どちら側にも50メートルの滞留長と50メートルのすりつけ長ということで100メートルずつ、200メートルぐらいの延長を整備いたしますと、右折車が具体的にあって停車をしても、多分6台から7台ぐらいは停車ができるスペースが確保されるのかなというふうにも思っております。

要するに大変危険な状況になっている交差点を、ほかのところよりも早く事業を進めるということが一番ポイントになると思います。そのためには、くどいようですけれども、まず現在の道路の計画そのものを、先ほど申し上げましたように幅員を許される範囲で狭くする、平面的な位置関係を明確にした上で、将来の計画にのっかって交差点部分を先行して改良整備する、これが一番基本になるかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

以上でございます。

○横山英雄議長 小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 課長より本当に前向き、現実的に物を考える姿勢がうかがえてよかったなど、また町民にもご理解できるのではないかなと確信しております。

それで、とにかく東には生協、西にはアミールとか、それと現実的には群銀さんがあって、駅が東にあって学校というようなことで、非常に重要な道路の位置づけであります。そういう中で、今前向きな行政の方針を述べられて、本当に私も多少なりとも安心できるのですけれども、とにかく相手があることなので、県またはそういう土木事務所、そして周りの地権者とにかく早目、早目に同意、説明をされ、そしてよい町づくりにしていければと、そういうことを願って、この3号線の上宿交差点の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 零時06分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 零時58分 再開〕

○横山英雄議長 小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 休憩前に引き続き一般質問の第2問目に移らせていただきます。

第2問目は、新庁舎の備品予算と入札についてということで、今新庁舎も急ピッチで建設されていますけれども、その中で私が皆さんにお伺いするのは、また心配しているのは各市町村が、現在

経済的に非常に困窮している町が数多く見受けられます。一つ例を例えると、皆さんご承知のとおり夕張市、これは財政破綻ということで大変住民の方に負担をかけるような結果、また職員も半分減らし、給料も3割削減というような再建案を出しています。その中で第2の夕張にもなるぞ、危ないぞなんて言われている町が、有名な岡山県にある町があるのですけれども、Kという市があります。それと隣の千葉県にもMという町が借金が、箱物行政を多くつくった経過であると、この「ニュースの考古学」には書いてあります。

その「ニュースの考古学」の著者である人に東京都の石原都知事は、昨日の新聞ですけれども、副知事になってくださいと、この猪瀬さんは副知事の打診を受けているようです。では、どういう人かといいますと、小泉首相の時代の、前首相の時代の道路関係4公団民営化推進委員に選ばれて、かなりの辛口のいろいろ改革案を述べている人です。そういうことを踏まえて、我が町も町民が一生懸命ヤクルト配達したり、新聞配達したり、いろいろのパート作業をした中で税金を納めたお金も入っているわけです。そういうことを踏まえますと、新しい庁舎ができて、先ほど大先輩の大野議員、またちょっと触れたと思いますけれども、石井先輩議員も言っているように、とにかく新しい庁舎ができて、中身が変わらなければ大変な経済状態になるのですよということがこの猪瀬さんの報告では出ています。

そういう中で、我が町の庁舎の備品等の予算、庁舎本体の工事にも関係してくるのですけれども、先ほど述べられた中で庁舎の建築費用これが約11億7,390万、これは私たちが今まで議員と、また所管の人たちと研修に行った中で各町、河口湖町だとか、市川三郷町とか、上野原町の庁舎に比べますと、かなりの安い費用で契約なされているのが数字上ではあらわれています。

では、そういう一つの例を見ますと、上野原町では、庁舎建設、これとあとは文化ホールが併用されてつくられているのですけれども、約18億3,250万円、それと富士河口湖町では約12億9,763万7,000円、約13億円の建築主体工事で、邑楽町はかなり安く抑えられています。そういう中で、私がこれからお願い、またはどういうものの考え方が聞きたいのは、邑楽町の備品の予算額がこの間予算を可決したと思うのですけれども、1億8,195万円となっている。そういう中で、この金額のお金は、要は町民の血税であり、またそういう使い方、要は備品というのはなくてはならないもの、これはしょうがないと思います。しかし、我々が使っているソファー、委員会なんかで使います。それと町長室、応接室等の備品は、これはお金を生むものではないですよ。生産性がないというのですか、そういうことを考えれば、箱物も同じです。

猪瀬さんが言っているようにあちこちへ、美術館があるのに新しい美術館をつくったからおかしくなってしまったのだよとかそういう一つの例を例えれば、邑楽町においても、備品は使える物は使う、では使っているところがあるのかといいますと、一番私が感銘を受けた研修地では、福島県に飯舘村というのがあります。これの町長室のソファーは、ひじかけがささくれています。では、見づらいかといたら見づらくないです。すごく威厳があるというか歴代の町長が使っていたもの

ですから、いや、これはすごいなと、ここでみんないろいろ悩んだり、心配したり、子供のこと、お年寄りのことをここでずっと先代の村長と対話をして考えているのだなと、そういう重みのあるソファです、いすです、机です、村長が使った机です。

そういうことを考えると、先ほど先輩議員が言われたように庁舎が新しくなっても、人間の心とそれに通じる歴史のある先輩たちのことが一緒になって、それでいい仕事ができるのではないかなと、私はそれを確信しています。何もいい庁舎ができたから、いい箱物ができたから全部新しくしてしまえと。人間、新しくなりますか、ならないでしょう、そんな。考え方を変えればいいのです。だから、そういう物の考え方を私は大事にしたい、儉約、節約、質素に、そしてひいては子供たち、お年寄りに優しくできれば自然と町は豊かな生活が享受できるのかなと。

そういう中で一つ関係課長にお尋ねしますけれども、町のこれからの備品の整備と入札等の今現時点での考え方、またどういうふうこれから節約できるか、儉約できるか、その辺の考え方をお聞きしたい。一つの例として、私も前の一般質問で邑楽町の保健センターのことでちょっとお話を、質問した経過があります。これは、皆さんの努力によって834万8,500円も当初予算より安くできて、非常に町民のためになりました、実際に安くなったのですから。

それと最近では、K議員が私の刎頸の友といっているK議員もちょっとよかったよと言ったと思うのですが、中野小学校の耐震補強の大規模改造事業、これで何と8,024万7,000円も初めの予算よりも安くできた。これも関係課長、執行部の努力のたまものと、物事というのはいい方へいい方へ物を考えないと非常に惨めになるので、私はいい方へと考えているのですけれども、そういう中で庁舎建設の備品のことについてひとつお答えを願いたいと思います。お願いします。

○横山英雄議長 神谷庁舎建設室長。

○神谷長平庁舎建設室長 議員を初め検討委員の皆さんにおきまして、いろいろご指導をいただきまして、庁舎の方につきましても工事の進捗につきましては工程どおり順調に進んでいるような状況でございます。心から感謝とお礼を申し上げます。

それでは、ただいま小島議員の質問に対してお答えをしたいと思いますが、その内容についての一応確認をさせていただいてから答弁という形で切り替えさせていただきたいと思いますが、まず第1点は、備品の予算、それから備品の整理と入札、それから儉約できるかという3点でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平庁舎建設室長 それでは、お答えしたいと思います。

備品の内訳でございますけれども、これらにつきましては、大きく分けて家具、施設、その他等に分けられますけれども、今回におきましては、サイン関係、サインにつきましては外構のサイン、それと庁舎内のサインと、それから移動棚関係でございますけれども、これらにつきましては1階、2階、3階の倉庫、書庫の棚等になっております。本来でいけばこれらについては、建築工事の中

に含まれても当然おかしくない状況でございますけれども、この段階におきましては、町の方につきましては一応備品という形の中で今回は対応させていただいております。それから、カウンター関係でございますけれども、これらにつきましては、総合カウンター、秘書、会計、各フロアのカウンター等になっております。それから、備品関係でございますけれども、これらにおきましては、総合案内、それから会議室、議会関係、それと1階、2階のテーブル、チェア、執務室のいす、机、長いす、書棚、ロッカー等になっております。それから、ブラインド、カーテン関係でございますけれども、これらにつきましては各階のものについて考えているものでございます。

それから、管理と入札でございますけれども、現在備品の関係の入札におきましては、庁舎の外構工事の発注が済んだ後、入札審査会の方に検討をお願いをしていきたいというような事務の進めをしているところでもございます。

それから、備品の整理ということでございますけれども、これらにつきましては、全体的なものについては把握はしておりますけれども、一例を挙げますと書棚に関しての一例を挙げさせていただきたいと思いますが、通称A4サイズ、それとB5サイズという形がございます。これらにつきましては、B5サイズにつきましては、昭和の終わりだと思うのですが、時期的なものについてはちょっと忘れちゃったけれども、これらにつきましてはB5サイズからA4サイズに、昭和の終わりに変更をされた経緯がございます。

それで、町で一番多く使用されている書棚につきましては、その当時、昭和の当時に購入した書棚でございます。このB5の書棚につきましては、A4のサイズの書類が2段にしか入らないと、1段、ちょうど中途半端な部分が出ております。これらをA4サイズに交換した場合に、実際にB5サイズの書棚187個に対しまして、A4サイズの書棚であれば約125個で足りるというような量でありますので、その差は62個の書棚のスペースがあくのかなと。書棚のスペースにつきましては、幅が88センチ、奥行きが40センチというような状況でございますので、このスペースもかなり有効的に使うような考えを持っていかなければならないのかなと。

それから、また高さの違いもございますので、現在使用している備品につきましても、今後よく吟味して執務室を、それによっていかに有効的に使うことができるか、今後も各委員会で協議、検討を行っていきたいというように考えております。

もしそれらで不必要な物が出た場合におきましては、町の出先機関でありますところで使える物は使うと。そこで、どうしても使えない物については、廃棄をしていくと。あるいは前回保健センターにおきましても、そのような形で備品の対応をしていた経緯がございます。そういう形の中で検討をしていきたいというふうに考えております。

それから、儉約につきましては、貴重な町民の税金を使わせていただきますので、できる限りの儉約を図っていきたくておりますけれども、それらにつきましても、各町の備品の抑え方によっても個々違いが出てくるかなと思いますので、最終的な総事業費に対しての割合で評価をして

いただければありがたいかと、そのように思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

以上で終わります。

○横山英雄議長 小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 今詳細に課長の方から説明を受けたのですが、とにかく富士河口湖町では備品が4,800万円、上野原町で、これはちょっと上野原町は文化センターが入っていますので、約1億5,000万円入っています。市川大門町では約8,385万円、となりの明和町では約1億430万、邑楽町がとにかく突出して1億8,190万ということなので、ただ今説明を受けた中で、要するにB5サイズからA4サイズに変わらなければ書籍が不便ですよというようなことであるのですが、とにかく生産性があるものに関しては惜しみなく金をかけてもいいと思うのです。

最近の事例ですと、各大学の研究室と企業でタイアップして、要するに特許だとかそういう生産、要するに新しい金生まれる、そういう物に対してのお金の使い方、それとおとといのラジオでは、札幌市と各企業がタイアップして、札幌市が研究費用を投資して、また行政も今度は利益が得られるとかそういう、今までは縦割りの物の考え方から横への広がりを見せているのがこれからの行政の、先ほど土木課長が話されたように固定観念にとらわれず、何が一番今生活に大事かと、そういうことを考えた中で、非常にこれは教育的な効果と、それと今言った一番大事な経済的な物のとらえ方、そういうことを踏まえて、現時点での町長の備品の考え方、使える物は使うのだよと、その辺の町長の姿勢をお聞きしたい。町長、ひとつ答弁をお願いしたい。使える物を使うか、捨ててしまうか、環境問題もあるし、その辺をひとつ率直にわかりやすくお願いしたいと思います。

○横山英雄議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

庁舎につきましても、当初から大きなお金をできるだけ縮小してということで、おかげさまで本体については、おおむね15億くらいでできるということでもありますので、大変節約できているのかなというふうにも思っております。そういった中で備品についても、できるだけ使える物は使うというような気持ちを十分持っておりますし、そういった方向で努力はしていきたいと思っております。

ただ、この庁舎の目的については、できるだけこれは職員のための庁舎ではなくて、やはり町民のための庁舎であります。町民サービスの向上という部分から、この建設にも至ったわけでありまして、今庁舎が3分割されているものを1カ所にする、またできるだけバリアフリーでハンディキャップのある人にも優しいつくりということでもあります。ですから、新しい庁舎ができれば、もちろん職員も気を引き締めてやっていく必要があります。しかしながら、この建物においては、できるだけ町民サービスの向上という観点からスタートしておりますので、できるだけ抑えた中でやる努力はしていきたいと思っておりますし、また経費の節減も図っていききたいというふうにも思っております。

おります。

今安心、安全、また災害時のこと等々考えますと、やはりしっかりした建物でこれはすばらしいものを、そして町民がいざというときには使える建物でなければならないというふうに思っています。町民サービスの向上のためにいろいろと努力はしていきたいと思っております。よろしく願います。

○横山英雄議長 小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 町長と私の言わんとするところがちょっとずれているのですけれども、建物は、これはもうしょうがないのです。私が言っているのは、生産性のない机だとか、いすだとか、町長室にあるソファーだとかそういうのを、先ほど私が言った福島県の飯舘村では堂々と使っているのです。すばらしいです、私に言わせれば。使える物は使う、それを私は聞いているのであって、当たり前障害者だとか、お年寄りだとか子供さんには、こんなの我々が別に議会で言わなくても当たり前のことだと思うのです、道徳的なことは。

それよりも、本当に今言ったようにごみを出してはいけないと言われていた時代に、応接室を我々はよく使っていますが、立派なソファーですよ。あれだって私は使ってもらわないと困るのです。なぜかといったらやっぱり税金の使い道はまだいっぱいあるのです。生涯学習課長なんかよく現場で知っていると思うのですけれども、お年寄りが健康に1日過ごせるのにはいろいろなボランティアの人たちの犠牲で、犠牲というのは失礼ですか、生きる張り合いで成り立っていることが、ままだいっぱいあるのです。そういうところにお金をかけることによって巡回して、これは生産性があるのです。

病気になるなければ、保険料はそんなに使わなくてもいいわけですから、薬を飲まなくてもいいわけですから、そういう物の考え方で私は、私の説明がちょっと質問が悪かったのだと思うのですけれども、そういうことで私は質問しているのです。だから、町長、もう一度今使えるソファーがあったら使えるか、使いますかと、私はそれを言っているのです。だから、イエスかノーかでいいのです、簡単な話でしょう。願います、答弁を。

○横山英雄議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 使える物は使っていきたいというふうに思っています。先ほど言ったのは、基本的にできるだけ節約をして、この庁舎についてはスタートをしたわけでありまして。ですから、そういった備品についても、できるだけ節約をしていくというのが姿勢だろうというふうに思っています。使える物は使っていくと。場合によっては、先ほど課長が言いましたけれども、ほかの施設で使える物は再度利用してもらおうなり、今まで例えばロッカー等もあるわけですが、書棚ですか、そういったものも、場合によっては屋外でゲートボール場の道具入れになったりとかいろいろな使い道はあると思うのです。再利用といいますが、そういった部分も含めた中でいろいろ検討していきたいという、またできるだけ経費を削減していくという姿勢は、ご理解いただきたいと思いま

す。よろしく申し上げます。

○横山英雄議長 小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 私の方の質問の中で使える物は使うのだと、そういうことで町長はご理解したと思うのですが、とにかく少子高齢化の時代を迎えて、先ほど話されたように夕張市の予備軍がいっぱいあるわけです。いっぱいあるのです、ニュースで見たけれども、私行った中でも、こういう研修なんかに行くとパンフレットをみんな町でくれます。そういうくれたのを全部こういうふうに持っているのですが、その中でやっぱり各訪問先の人たちの話した中で、みんな首長、トップはすばらしいですよ。みんなが見に行くところはやっぱりすばらしい。

そういう中で、邑楽町もみんなが見に来たときに、庁舎もぴかぴかだよ、備品もぴかぴかだよ、だけれども、そこにいる、働いている人たちの、わかるのですね、一流の人になると。ちょっと話ただけでわかるのです。何だ、大したことないではないかと。であれば、私の恩師である堀越正蔵先生というのが言いましたけれども、着る物、履く物、これはぴかぴかではなくてもいいのだよと、清潔であればいいのだよとよく言いました。物のない時代の3年間教わりましたけれども、そういうことを踏まえて庁舎が新しいからとみんな取っ払ってしまって、全部ぴかぴかではなくてもいいのです。清潔であれば、そしてそれが役に立てばいいと私は思うのです。だから、私はあえて研修に行った各町の表をこういうふうを持って、皆さんにお願いをしているのです。

そして、その余ったお金は、3月の定例会でも質問しましたけれども、子育てを一生懸命やっている人たちとか、それからバスにも乗れなくなってしまうようなそういうお年寄りの方々にかかにして手助けができるかとか、その辺が課長、みんな頭がいいからわかっていると思うのです。だから、首長がとにかく私たちは夕張市みたいにはならないのだとか、あと10年は悠々と今までの生活ができるぞと、その辺の姿勢でやってもらいたい。また、我々議会も応援しなくてははいけません。

そういうことで、私の一般質問はこれで終わりにします。お願いします。

○横山英雄議長 これをもちまして、一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、あす6月15日及び6月18日は本会議を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、6月15日、6月18日は休会とすることに決定しました。

16日、17日の2日間は、休日につき休会となります。最終日となる6月19日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 1時32分 散会〕